

測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格再認定取扱要領

平成 24 年 5 月 31 日制定

第 1 趣旨

この要領は、測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（平成 11 年 4 月 1 日制定。以下「発注事務処理要綱」という。）第 3 条の資格の認定を受けている者（以下「入札参加資格者」という。）のうち次に掲げるものに係る再度の資格の認定（以下「再認定」という。）の申請手続等について必要な事項を定める。

第 2 再認定申請ができる者

- 1 会社更生手続等により企業再建の途上にある者で次に掲げる者（以下「再建途上者」と総称する。）
 - (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）
 - (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「再生手続開始決定者」という。）
 - (3) 債権者全員の同意を受けて法令によらない会社再建を進めている者で、債務の弁済状況及び再建開始後の業務の履行状況等からその再建が軌道に乗っていると認められる者（以下「一般再建者」という。）
- 2 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく合併・営業譲渡等により新たに設立された会社等又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 85 号）の規定に基づき設立された協業組合で次に掲げる者（以下「合併者等」と総称する。）

なお、測量・建設コンサルタント等業務（発注事務処理要綱第 2 条第 1 号から第 5 号に掲げる業務のいずれかを含むものとする。以下同じ。）に係る営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った者の測量・建設コンサルタント等業務に係る当該部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社については、(2)、(3) 又は (4) の合併者等に準じて取り扱うものとする。

 - (1) 入札参加資格者の合併により新たに会社が設立された場合における新設会社（以下「合併新設会社」という。）又は入札参加資格者の合併により、その一方が存続した場合における存続会社（以下「合併存続会社」という。）
 - (2) 新たに会社が設立され、当該会社が入札参加資格者の測量・建設コンサルタント等業務に係る営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した入札参加資格者（以下「承継譲渡会社」という。）の測量・建設コンサルタント等業務に係る営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社（以下「承継譲受会社」という。）
 - (3) 入札参加資格者が他の入札参加資格者から測量・建設コンサルタント等業務に係る営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した者（以下「譲渡業者」という。）の測量・建設コンサルタント等業務に係る当該部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた入札参加資格者（以下「譲受業者」という。）
 - (4) 入札参加資格を有さない者（以下「無資格者」という。）が入札参加資格者

から測量・建設コンサルタント等業務に係る営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した入札参加資格者（以下「営業譲渡者」という。）の測量・建設コンサルタント等業務に係る営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた無資格者（以下「営業譲受者」という。）

- (5) 入札参加資格者1者以上を組合員として設立され、かつ、その組合員の全員が測量・建設コンサルタント等業務に係る営業の全部を廃止している協業組合（以下「全部協業組合」という。）

第3 再認定の対象となる入札参加資格の範囲等

- 1 再建途上者で再認定を受けようとする者は、この要領に特別の定めがある場合を除き、入札参加資格を有する全ての業務部門について再認定の申請をしなければならない。
- 2 合併により再認定を受けようとする者は、合併により消滅する入札参加資格者及び合併存続会社が合併時点で有する入札参加資格の業務部門の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。
- 3 承継譲受会社で再認定を受けようとする者は、承継譲渡会社が営業譲渡時点で有する入札参加資格の業務部門の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。
- 4 譲受業者で再認定を受けようとする者は、譲受業者が営業譲渡の時点で有する入札参加資格の業務部門の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。
ただし、譲受業者は、譲渡業者が測量・建設コンサルタント等業務に係る営業をすべて譲渡した場合に限り、譲渡業者が有する資格についても再認定を申請できる。
- 5 営業譲受者で再認定を受けようとする者は、営業譲渡者が営業譲渡の時点で有する入札参加資格の業務部門の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。
- 6 全部協業組合で再認定を受けようとする者は、組合を設立された時点で組合員である入札参加資格者が有する入札参加資格の業務分野及び業務部門の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。
- 7 合併者等は、同時に再認定の申請をしなければならない。

第4 再認定の申請手続き

- 1 再建途上者又は合併者等で、再認定の申請（以下「再申請」という。）をしようとする者（以下「再申請者」という。）は、次に掲げる書類を提出するものとする。
ただし、既に競争入札参加資格承継承認事務取扱要領（平成9年4月1日決定）に基づき、競争入札参加資格の承継承認申請を行っている場合には、(2)以外の重複する書類は省略できるものとする。
なお、郵送等による書類の提出は受け付けない。
- (1) 再度の入札参加資格審査申請書（別記様式第1号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、知事が公告した測量・建設コンサルタント等業務にかかる一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書及びその添付書類（次に掲げるものを除く。以下「入札参加資格審査申請書」という。）

- (3) 再申請をする理由となる事実の発生を証する書類の写し
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の写し
- (5) 登記事項証明書及び定款の写し
- (6) その他知事が審査に必要な書類として指示する書類

2 1の再申請に必要な書類については、次に掲げるところにより作成しなければならない。

- (1) 書類作成の基準とする時点（以下「基準日」という。）は、次のとおりとする。
 - ア 合併者等の場合は、合併、営業譲渡時又は協業組合設立時
 - イ 更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者については、手続開始決定時
 - ウ 一般再建者にあつては、債権者全員の会社再建についての同意があつたとき
 - (2) 入札参加資格審査申請書のうち、入札参加資格の審査を希望する業務部門については、第3の各項で定める範囲内に限り希望することができる。
 - (3) 貸借対照表については、基準日以降の時点のものを作成する。
 - (4) 損益計算書については、(3)の貸借対照表の作成の基となった日までの直前1年間におけるものを作成する。
 - (5) 再申請をする理由となる事実の発生を証する書類とは、次に掲げる書類とする。
 - ア 合併者等の場合は、合併契約書又は営業譲渡契約書の写し若しくは設立認可書の写し及び設立同意者が組合員となる資格を有することを証する書面
 - イ 更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者の場合は、手続開始決定書の写し
 - ウ 一般再建者の場合は、債権者全員が会社再建に同意していることを証する書類の写し
 - エ 一般再建者の場合は、あわせて次の書類を提出しなければならない。
 - (ア) 再建開始の原因となった債務（以下「旧債務」という。）の確定した弁済計画書の写し
 - (イ) (ア)の弁済計画に基づき行われた、旧債務弁済の履行状況を証する書類の写し
 - (ウ) 基準日以降に受託した業務を完了させた実績があることを証する書類（1件100万円以上の受注金額であるものに限る。）
- 3 承継譲渡会社、測量・建設コンサルタント等業務に係る営業を全て譲渡した譲渡業者については、入札参加資格の取り下げを行うこと。

第5 ヒアリング

再申請者が再建途上者の場合、知事は、再申請者から次に掲げる事項についてヒアリングを行うものとし、ヒアリングに際し参考となる資料を、第4の1に掲げる書類とともに提出させるものとする。

- (1) 金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し
- (2) 技術者の確保等業務の履行体制
- (3) 再委託等に係る業者との協力状況
- (4) 業務に要する機材の確保の状況
- (5) 営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況等に係る今後の経営方針
- (6) 再建に係る計画案作成の方針（計画認可の決定後においては、当該計画の遂行状況）

(7) その他知事が、必要と認める事項

第6 再申請に係る入札参加資格審査

- 1 知事は、この要領に別の定めがある場合のほか、2及び3並びに測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要領（平成12年4月1日制定。以下「資格審査要領」という。）の規定に基づいて総合数値を算定し格付けを付与する。
- 2 資格審査要領に定める客観数値については、第4の1（4）の貸借対照表を作成する基となった時点を審査基準日として算定する。
- 3 資格審査要領に定める主観数値については、次に掲げるところにより算定する。ただし、申請者が、再建途上者の場合は再認定申請前の数値による。

(1) ISO9001の認証取得点数

県内にある本支店・営業所及び工場等が、ISO9001の認証を取得している場合は5点（ただし、いずれの認証を取得している場合においても5点）とする。

(2) 県の指名除外点数

平成20年12月1日以降、平成22年11月末日までの間に、建設業者等指名除外要綱（昭和41年1月29日制定）第2項第1号の規定により指名除外の措置を決定した者に対する当該指名除外を行った月数の合計値（以下「指名除外月数」という。）に－4を乗じた点数とする。

（ただし、建設業者等指名除外要綱別表18に基づく指名除外期間は含めない。）

- 4 知事が必要と認めるときは、第5のヒアリングの結果等を勘案して、1から3により算定する総合数値について、概ね20%の範囲内の点数を調整して算定することができる。

第7 建設工事入札参加資格等審査会

知事は必要があれば、第6の規定による入札参加資格の認定にあたって、あらかじめ建設工事入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）に諮ることができる。

第8 再認定の効果及び認定結果の通知等

- 1 知事は、第6の規定による入札参加資格の認定を行ったときは、再認定前の入札参加資格を取消すとともに、再認定後の入札参加資格の内容を別記様式第2号により、再認定前の入札参加資格を取消した旨を別記様式第3号により、再申請者に通知する。

ただし、再認定後の入札参加資格の効力が生じる日は、各発注機関への周知及び発注事務処理に支障が生じないよう相当の期間をもって予め指定しなければならない。

- 2 知事は、1の通知を行ったときは、遅滞なく各発注機関に対して、別記様式第4号により通知する。

第9 入札参加資格の有効期間

第6の規定により認定された入札参加資格の有効期間は、第8の1ただし書きの規定により当該入札参加資格が有効となった日から、当該有効となった日において有効であった県測量コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の有効期間までとす

る。

第 10 銀行取引停止処分を受けている者の再認定の特例

- 1 銀行取引停止処分を受けている再建途上者が，再申請を行う場合には，第 4 に規定する書類に加えて，次の書類を提出しなければならない。
なお，この場合，分野は 1 つまでしか希望することができない。
 - (1) 旧債務の弁済が完了していることを証する書類
 - (2) 再認定希望分野の業務を履行する上で必要となる関係取引先が，県発注測量・建設コンサルタント等業務の履行について協力する旨確約していることを証する書類
 - (3) その他，知事が必要と認める書類
- 2 知事は，1 の申請があった場合には，当該再建途上者が県発注測量・建設コンサルタント等業務の履行上問題がないと認められ，あらかじめ入札参加資格等審査会に諮ってその意見を聴いた上でなければ，再認定してはならない。
- 3 再認定する資格には，受注できる測量・建設コンサルタント等業務の規模，指名を受けた際に発注機関に提出すべき書類その他必要と認められる条件を付し，またこの場合の総合数値は，第 6 の規定によらず，必要な範囲で調整することができるものとする。
- 4 知事は，前記の再認定を行った資格者が，認定期間中に銀行取引停止処分を解除されて測量・建設コンサルタント等業務の履行上の資金面の問題が解消されたと認められる場合には，当該資格者について，再度再認定を行うことができる。
- 5 4 の定める場合の申請及び認定については，銀行取引停止処分を受けていない再建途上者に対する取扱いと同様とする。

第 11 その他

この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は，その都度審査会の意見を聴いて別に定める。

附 則

- 1 この要領は，平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

再度の入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

住 所

商号及び名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

次の理由により、再度入札参加資格審査の申請を希望します。

申請理由（該当する番号に○を付ける）

1 会社が合併等を行ったため。

(1) 会社法に基づく合併を行ったため。

合併により消滅する会社の入札参加資格の内容：

合併後存続する会社の入札参加資格の内容：

(2) 会社法に基づく営業譲渡を受けたため。

営業を譲渡した会社の入札参加資格の内容：

営業を譲り受けた会社の入札参加資格の内容：

(3) 会社法に基づく会社分割により事業を承継したため。

分割した会社の入札参加資格の内容：

承継した会社の入札参加資格の内容：

(4) 中小企業団体の組織に関する法律の規定に基づく協業組合を設立したため。

組合員である会社の入札参加資格の内容：

協業組合の入札参加資格の内容：

2 会社の再建の見込みが確実であるため。

(1) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けたため。

(2) 民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたため。

(3) 法令によらず任意で行っている再建が軌道に乗ったため。

注) 要領第3の7に該当する場合には、連名で申請書を作成すること。

(様式第2号)

入札参加資格認定通知書

郵便番号
住 所
商号又は名称
代 表 者

平成 年 月 日付けで再申請のあった入札参加資格については、次のとおり資格があると認定しましたので、通知します。

(銀行取引停止中の者に対しては、次の一文を加える。)

ただし、次の条件を付すので、測量・建設コンサルタント等業務の入札に参加等する場合は遵守すること。

なお、これに違反して行う入札等の行為はすべて無効とするので留意すること。

【認定条件】

- 1 業務委託料が、〇〇〇〇円を超える測量・建設コンサルタント等業務を受託してはならない。
- 2 県が発注する測量・建設コンサルタント等業務を同時に2件以上受託してはならない。

平成 年 月 日

広島県知事 印

業務分野	測量	建築関係建設 コンサルタント	地質調査	補償関係 コンサルタント	土木関係建設 コンサルタント	その他
格付	総合 数値					

有効期限は、平成 年 月 日から平成 年3月31日までとする。ただし、平成 年度においても、当該年度における資格が認定される日まで有効とする。

なお、この通知書受領後に入札参加資格申請書の記載事項又は営業所の変更があった場合若しくは合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出ること。

(様式第3号)

入札参加資格認定取消通知書

郵便番号
住 所
商号又は名称
代 表 者

平成 年 月 日付けで再度の入札参加資格審査申請に係る入札参加資格について再認定しましたので、現在認定を受けている次の資格については、再認定による資格の発効日と同日付けで取消します。

平成 年 月 日

広島県知事 印

業務分野	測量	建築関係建設 コンサルタント	地質調査	補償関係 コンサルタント	土木関係建設 コンサルタント	その他
格付	総合 数値					

(様式第4号)

平成 年 月 日

関係局(部)課長 様
関係地方機関の長 様
関係機関の長 様

副 知 事
(建設産業課)

測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格再認定等通知書

測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格再認定取扱要領第11の(2)の規定に基づき、次のとおり通知します。

なお、当該認定内容は平成 年 月 日から有効なものとし、現在認定している当該業者の入札参加資格については、同日付けで取消します。

(銀行取引停止中の者に対しては、次のまた書き以下を加える。)

また、認定に当たって次の条件を付しているので、当該業者を指名する場合は、条件を遵守させるとともに、これに違反して行う入札等の行為はすべて無効として取り扱ってください。

【認定条件】

- (1) 業務委託料が、〇〇〇〇円を超える県発注測量・建設コンサルタント等業務を受託してはならない。
- (2) 県が発注する測量・建設コンサルタント等業務を同時に2件以上受託してはならない。

1 建設業者名

- (1) 住所又は所在地
- (2) 商号又は名称、代表者氏名
- (3) 測量・コンサルタント等業務の登録番号

2 入札参加資格再認定分野等

業務分野	測量	建築関係建設 コンサルタント	地質調査	補償関係 コンサルタント	土木関係建設 コンサルタント	その他
格付	総合 数値					

有効期限 平成 年 月 日までとする。

ただし、平成 年度においても、当該年度における資格が認定される日まで有効とする。